Ⅱ　所持数量・税額の計算

所持数量の計算

販売のために所持する製造たばこの数量（以下「所持数量」といいます。）は、本数で計算します（箱数又はカートン数ではありません。）。
複数の営業所又は貯蔵場所があり、それぞれの営業所又は貯蔵場所で製造たばこを販売のために所持する販売業者の方は、その所持数量を全て合計し、その合計所持数量が２万本以上となる場合に手持品課税の対象となります。
なお、例えば、３万本を所持する場合は、２万本を超える部分の１万本が課税対象となるのではなく、その所持する３万本全てが手持品課税の対象となりますのでご留意ください。

（注）　所持数量が０本の営業所又は貯蔵場所については、申告が不要です。

《例１》



A営業所 7,000本　B営業所 7,500本　C倉庫 7,000本

21,500本　≧　20,000本　申告義務あり

営業所等	所持数量	申告義務
A営業所	7,000本	それぞれで申告
B営業所	7,500本	
C倉庫	7,000本	

《例２》



A営業所 11,000本　B営業所 10,500本　C倉庫 0本

21,500本　≧　20,000本　申告義務あり

営業所等	所持数量	申告義務
A営業所	11,000本	それぞれで申告
B営業所	10,500本	
C倉庫	0本	申告不要

用語解説

営業所
小売販売業者がたばこ事業法第22条の規定により財務大臣の許可を受けた場所をいいます。

貯蔵場所
小売販売業者以外の者（製造者、特定販売業者及び卸売販売業者）が製造たばこを貯蔵している場所（製造場又は保税地域を除く。）をいいます。

注意

- 所持数量には、営業所以外の倉庫や居宅に保管しているものや一時的に他人に保管させているもの（預け在庫）、顧客からの依頼で保管しているもの（預り在庫）も含まれます。ただし、預り在庫のうち、販売の事実が帳簿等により確認でき、かつ代金決済が完了しているものは、所持数量から除かれます。
- 明らかに自己又は同居の親族の喫煙用に所持しているものと認められるものは、所持数量から除かれます。
- 小売販売業者が、たばこ事業法第26条の規定による出張販売の許可を受けて、旅館、ホテル又は飲食店等で製造たばこの販売をしている場合には、その出張販売先で所持している製造たばこの数量も所持数量に含まれます。
 （注）たばこ事業法上の小売販売業の許可又は出張販売の許可を受けていない旅館、ホテル又は飲食店等が、利用客等の求めに応じてその利用客等に提供するための買い置きとして所持している製造たばこについては、手持品課税の対象とはなりません。
- 小売販売業者が、自動販売機で製造たばこを販売している場合には、その自動販売機内にある製造たばこの数量も所持数量に含まれます。
- 令和９年４月１日前に、販売業者に販売され又は販売業者から返品された製造たばこ（納品書等の日付が令和９年４月１日前のもの）が、手持品課税の時（令和９年４月１日午前０時現在）に運送途中にある場合には、その製造たばこの荷受人が所持していることとなります。

Ⅱ　所持数量・税額の計算

加熱式たばこの本数換算

「加熱式たばこ」の所持数量については、次に掲げる方法により、本数に換算しますが、実務上は、国税庁ホームページに掲載の「加熱式たばこの簡易換算表（令和９年４月１日手持品課税用）」をご利用ください。

１　スティック型の加熱式たばこ

$$\text{加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.35\text{g}}$$

（注１）「スティック型の加熱式たばこ」とは、葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこをいいます。
（注２）スティック型の加熱式たばこ１本当たりの重量が0.35ｇ未満である場合には、スティック型の加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこ１本に換算することとなります（最低課税）。

２　スティック型以外の加熱式たばこ

$$\text{加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.2\text{g}}$$

（注１）「スティック型以外の加熱式たばこ」とは、「スティック型の加熱式たばこ」以外の加熱式たばこをいいます。
（注２）スティック型以外の加熱式たばこの１箱当たりの重量が４ｇ未満である場合には、スティック型以外の加熱式たばこの１箱をもって紙巻たばこ20本に換算することとなります（最低課税）。
なお、スティック型の加熱式たばこと併せて使用されるなど、一定の加熱式たばこの喫煙用具（製造たばことみなされるもの）は、重量が４ｇ未満であっても、最低課税の適用はありません。

葉巻たばこの本数換算

「葉巻たばこ」の所持数量については、次の表に掲げる方法により、本数に換算しますが、実務上は、国税庁ホームページに掲載の「主な葉巻たばこの簡易換算表（令和９年４月１日手持品課税用」をご利用ください。

製造たばこの区分	換　算　方　法
軽量な葉巻たばこ	１本として換算
軽量な葉巻たばこ以外の葉巻たばこ	１ｇにつき１本として換算

（注）「軽量な葉巻たばこ」とは、１本当たりの重量が１ｇ未満のものをいいます。

紙巻・葉巻・加熱式たばこ以外の製造たばこの本数換算

「紙巻たばこ」、「葉巻たばこ」及び「加熱式たばこ」以外の製造たばこの所持数量については、次の表に掲げる方法により重量を本数に換算します。
なお、包装に表示された重量に基づいて本数に換算して差し支えありません。

製造たばこの区分	換　算　方　法
パイプたばこ	１ｇにつき１本として換算
刻みたばこ かみ用のたばこ かぎ用のたばこ	２ｇにつき１本として換算

税額の計算

税額は、所持数量1,000本当たり500円（１本当たり0.5円）の税率を乗じて計算します。